

## 兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会設置要綱

### (目的)

第1条 認知症、知的障害その他の精神上の障害により財産の管理又は日常生活等に支障がある者(以下「本人」という。)を支援する成年後見制度の利用促進、及び権利擁護支援の推進のため、県内の支援体制等の検証や、市町・関係団体との連携等について検討する「兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 成年後見制度利用促進、権利擁護支援のあり方に関すること。
- (2) 県や市町、関係団体の連携・推進体制に関すること。
- (3) 成年後見制度の県民への周知及び普及に関すること。
- (4) その他、成年後見制度利用の促進、権利擁護支援の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる11名以内の委員で組織する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理するとともに、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により協議会が開催できないと会長が認める場合、会長は個別に委員の意見を聴取し、協議会の開催とができる。

### (謝金)

第5条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

### (旅費)

第6条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、兵庫県福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失効する。  
(招集の特例)
- 3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、兵庫県福祉部長が招集する。

別表（第3条関係）

兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会

氏名	所属・役職	備考
竹端 寛	兵庫県立大学 環境人間学部 教授	学識者
三好 登志行	兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター たんぽぽ 運営委員	
守屋 裕介	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 支部長	専門職団体
米田 直人	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ兵庫 運営委員長	
新屋 幸子	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 権利擁護センター長	社会福祉協議会
木村 直樹	神戸市福祉局くらし支援課地域福祉担当（権利擁護）係長	市町
水口 貴仁	明石市後見支援センター センター長	中核機関
石川 雅重	兵庫県福祉部地域福祉課長	
石井 輝昌	兵庫県福祉部高齢政策課長	
河原 秀和	兵庫県福祉部障害福祉課長	
稻岡 由美子	兵庫県保健医療部健康増進課長	兵庫県

## 兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会委員謝金取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に定める謝金の取り扱いについて必要な事項を定める。

### (謝金の額)

第2条 要綱第5条に定める謝金の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 15,700円（日額）
- (2) 委員 12,600円（日額）

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

## 兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条により、協議会の運営に関する必要な事項を定める。

### (オブザーバーの招集)

第2条 要綱第3条に定める委員の他に、次の者をオブザーバーとして置く。

- (1) 神戸家庭裁判所より推薦のある同所職員

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。